

千葉県立大網高等学校

いじめ防止基本方針



—おおきな心と おおきな夢で あいのあふれる網高を みんなで創っていこう—

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、この法律では学校に「いじめ防止基本方針の策定」や「いじめ防止の組織の設置」を求めています。その翌月の10月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、平成26年3月に「千葉県いじめ防止対策推進条例」、8月に「千葉県防止基本方針」が策定されました。

千葉県のいじめの状況は、平成28年度認知件数：32,228件、児童生徒1,000人あたり49.7件（全国6番目）です。認知件数が多いことを過大に問題視せず、積極的にいじめを認知し、解消することが重要です。さらに千葉県いじめ防止基本方針は、国の改定を受け、平成29年11月にこの方針は改定されました。

いじめ防止対策推進法

平成25年9月28日施行 ※学校の役割を一部抜粋

第一章 総則（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により校正されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

これらの国の法律や県の方針に即して、本校は「いじめ防止基本方針」作成に向けて、平成25年度に作業部会を立ち上げ、現在指導していることを整理し、既存の組織を最大限に活用することを念頭に検討してきました。また、全校生徒にアンケートを実施（平成26年1月）し、生徒の意見を盛り込むようにしました。

本校のいじめ防止基本方針はいじめの未然防止や早期発見、対応についての考えや行動するための指針となります。教職員の諸会議はもちろん、ホームルームでも活用し、実践につなげるように努めました。また、この基本方針が実効性のあるものとなるために「いじめ防止対策委員会」で改善・修正し、学校や生徒の実態に応じたものとしていきます。

1 いじめの定義＜「いじめ防止対策推進法」第1章総則（定義）第2条いじめの定義＞

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍し

ている等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【定義に基づくいじめの判断】

- (1) 表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- (2) 多様な様態があり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないように努める。
- (3) 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- (4) いじめの認知は、特定の教職員だけでなく、いじめ防止対策委員会や教育相談委員会等を活用する。
- (5) 「一定の人的関係」とは学校の内外を問わず、同じ学校・学級等や部活動の生徒とは限らず、学校外での当該生徒との人的関係も指す。
- (6) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目する。
- (7) インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースでも加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた対応を行う。
- (8) いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にもそのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、すぐに加害者が謝罪して良好な関係を再び築くことができた場合などには、「いじめ」という言葉を使わない指導をするなど柔軟な対応も行う。ただし、これらの場合であっても、事案を関係組織で共有し、学校は行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

2 基本理念

(1) いじめ問題に対する姿勢

深刻ないじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることであり、どの生徒も「被害者にも加害者にも成りうる」という事実を生徒も教師も踏まえる必要があります。

また、教職員は授業観察やアンケートによって得た情報を共有し、目立つ言動が見られなくても、全生徒一人一人と向かい合うように努めます。そして、生徒とともに全職員で「規律・学力・自己有用感」の実現、「よりよい人間関係」の構築を目指します。

※ 線 文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター
「いじめ追跡調査」2010-2012 いじめQ&A 2013、7月

(2) いじめの認識

①いじめの種類

いじめのとらえ方は関わる生徒や教師によって異なります。ちょっとした感情の行き

違いから犯罪行為まで、その範囲は広く、個々で認識し、一人で対応することは危険です。いじめ防止対策推進法の定義ではいじめられる側から、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としています。いじめの種類を考える際、文部科学省の「いじめられ方」を9つの「態様」に分類した調査項目が参考になります。

いじめられ方：9つの態様

【 】内は可能性のある犯罪行為

- ① 冷やかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。【脅迫・名誉毀損・侮辱】
- ② 仲間はずれ、集団による無視。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。【暴行】
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。【暴行・傷害】
- ⑤ 金品をたかられる。【恐喝】
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。【窃盗・器物損壊等】
- ⑦ 嫌な事や恥ずかしい事、危険な事をされたり、させられたりする。【強要・強制わいせつ】
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。【脅迫・名誉毀損・侮辱】
- ⑨ その他

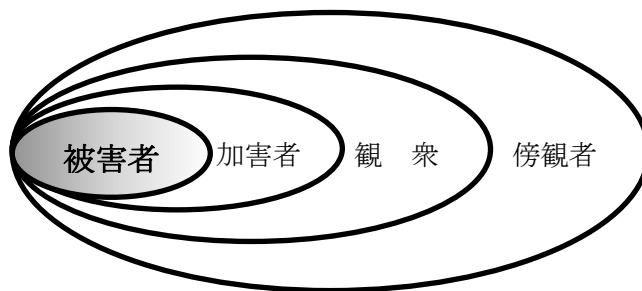
②いじめの構造

いじめの構造として、四層構造論^{※1}が知られています。「被害者」と「加害者」の二者関係に、はやし立てたり、加害者に同調したりする「観衆」、見て見ぬふりや無視をする「傍観者」があります。

また、20年以上前に実施した、ソシオメトリックテストの調査では、①単独型（一人の子が特定の子からいじめられる）、②仲良しグループ内のいじめ（いじめの対象の「移動」「逆転」が見られる。）③強制加入のいじめ（無理に「仲間」として引き入れられる）④学級（集団）内いじめという類型化が可能と報告されています。

いじめは加害と被害の個別的なものだけでなく、二者以上の複雑な関係

の集団の中で起こるという側面を理解し、未然防止や相談時、対応時に活かします。



< ※1 > 森田洋二・清水賢二「教室の病」金子書房 1986
<参考文献> 嶋崎 政男「脱いじめ」への処方箋 ぎょうせい 2013

③学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

教育現場では、違法な犯罪行為（暴行や恐喝など）までも「いじめ」としてとらえ、処理してしまう風潮があり、「犯罪」への対処がおろそかになってしまっているのではないかと指摘があります。そこで、生徒も教師も違法な行為について正しく理解しておくことが必要になります。ここでは、平成25年文部科学省から通知のあった「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」の別紙1を抜粋して記載し、一部加えたもの

を表にしました。全てではありませんが理解した上でその生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談して、警察と連携した対応をとるようにしていきます。

◆刑法第 202 条	【自殺関与及び同意殺人】
例：「死ぬ」等と言って自殺させようとする。 自殺のための道具や場所、知識を提供する。	
◆刑法第 204 条	【傷害罪】
例：顔面を殴打し、あごの骨を折るなどの怪我を負わせる。	
◆刑法第 205 条	【傷害致死罪】
例：集団などによるリンチによって、被害者が死亡したような場合	
◆刑法第 208 条	【暴行罪】
例：同級生の腹を繰り返し殴ったり、蹴ったりする。 プロレスと称して同級生を押さえつけたり、投げたりする。 ナイフで刺すふり、ナイフを見せる。タバコを身体に押しつける。	
◆刑法第 222 条	【脅迫罪】
例：学校に来たら危害を加えると脅す。(脅すメールを送る)	
◆刑法第 223 条	【強要罪】
生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加えることを告知して人を脅迫し、又は暴行を用いて人に義務のないことを行わせる。 例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。 常々いじめられる者同士を喧嘩させる。鞆を持たせる。使い走り。	
◆刑法第 230 条	【名誉毀損罪】
◆刑法第 231 条	【侮辱罪】
例：校内や地域の壁や掲示板に実名をあげて「万引きをしていた」「気持ち悪い」「うざい」等、悪口を書く。 例：特定の人を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名をあげて「万引きをしていた」「気持ち悪い」「うざい」等、悪口を書く。	
◆刑法第 235 条	【窃盗罪】
例：教科書等の所持品を盗む。	
◆刑法第 249 条	【恐喝罪】
例：断れば危害を加え、現金等を巻き上げる。	
◆法第 261 条	【器物損壊罪】
例：自転車を故意に破損させる。	
◆児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第 7 条	
例：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮りインターネット上のサイトに掲載する。	

3 組織の構成

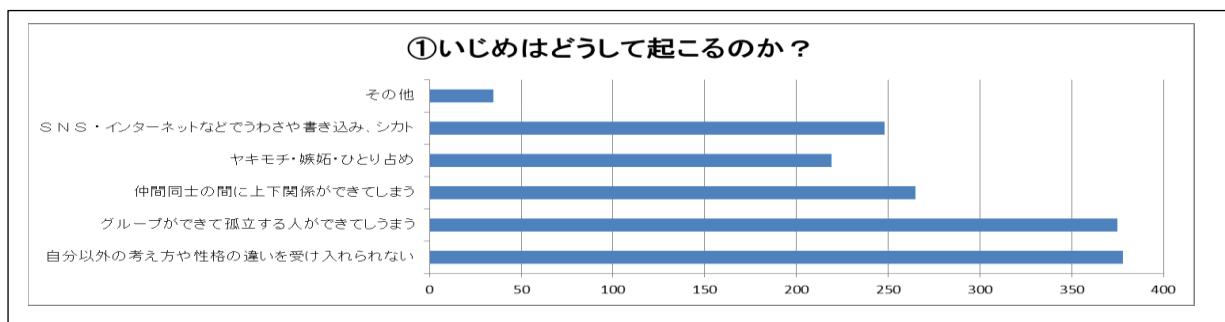
校務分掌上に委員会を設置し、名称を「いじめ防止対策委員会」とします。組織的にいじめの問題に取り組むにあたって役割が多岐にわたることから、協議内容や対応を想定して、下表のように構成します。

なお、事案により迅速かつ柔軟に対応できるように推進役を決めて進めます。

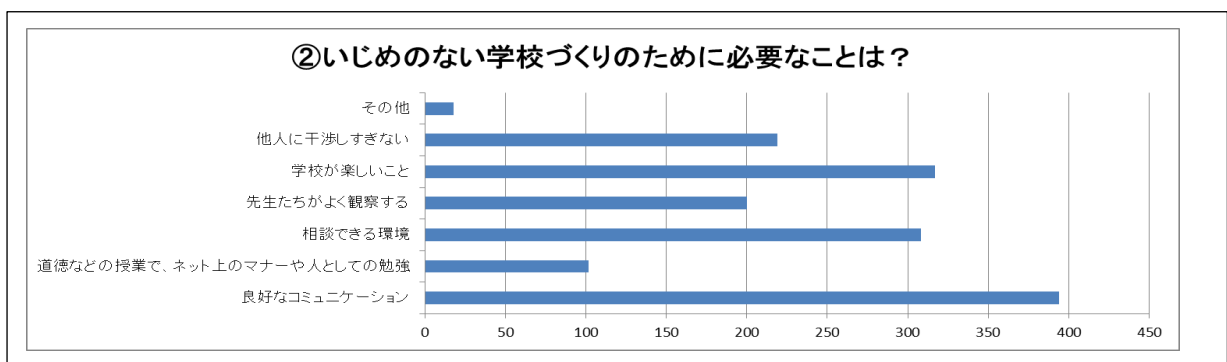
名 称	構成員と主な活動内容	
いじめ防止対策委員会 ○推進役 生徒指導主事 教頭	構成員	校長・教頭・事務長・生徒指導主事・教務主任・農場長 養護教諭・教育相談係主任・学年主任・特別支援教育C○・生徒会代表・保護者代表（PTA会長）・SC・（警察：生活安全課）
	内容	○基本方針に基づく体系的な計画・立案 ○効果の検証・見直しや修正等 （分掌の部や係と連携を図り、アンケートの実施企画や研修計画も含む）
教育相談 ○推進役 特別支援C○ 教頭	構成員	生徒指導（主事・副主事）・養護教諭・学年主任 特別支援教育C○・スクールカウンセラー・教頭・セクハラ相談員代表 ※校務分掌にある部を越えて編成 ※事案により関係職員含
	内容	○相談・通報の窓口 （いじめに限らず学校生活も含む） ○いじめの疑い等の情報収集 ○相談事案への対応者、方針など検討 ○相談内容の記録や管理、報告
緊急会議 ○推進役 生徒指導主事 教頭	構成員	校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・担任・事案により関係学年の教職員
	内容	○いじめ情報の迅速な共有 ○関係生徒への事実聴取 ○指導支援体制・方針決定と保護者連携

4 いじめの未然防止について

全校生徒にアンケート結果では、いじめの原因について①自分以外の考え方や性格の違いを受入れられない、②グループができて孤立する、③仲間同士の間に関係ができるが上位を占めました。（5つの項目から選択 複数回答可）



また、いじめのない学校づくりに必要なことについて結果は下表のようになりました。



しく、「相談できる環境があること」が必要だと考えています。

そこで、本校では次のことに取り組んでいきます。

(1) いじめが起りにくい集団づくり

日常の生徒間の人間関係の確立を目指し、所属感や連帯感を実感できる集団づくりのためには、生徒個人がいじめをしない・させないという否定する強い気持ち、集団においてはいじめを抑止できることが必要であり、指導のポイントとなります。いじめを防止する力を育成する上で次の指導が必要と考えます。

「人権教育の充実」…人権感覚の醸成

「生徒指導の徹底」…規範意識の向上

「道徳教育の推進」…道徳性の滋養

「司法教育の導入」…罪の意識の自覚

これらの指導について、これまでの教科指導、生徒指導での横断的、系統的な取り組み、道徳教育や特別指導などを整理し、計画的に取り組めます。

(2) 全校の指導体制を確立し、組織的・計画的に行う。

①生徒指導の全体計画に「いじめ防止」に係る内容を位置付ける。

<アンケートの実施>

生徒個人への調査、保護者と実施する「いじめのサイン」発見シートでの調査を実施する。(5月)必要に応じて個別に面談を行う。

<いじめ問題に関する講話の実施>

- ・全校集会や学年集会を生徒指導部で計画する。

(暴力や暴言の排除を確認)

- ・生徒会によるポスター掲示やあいさつ運動などの活動状況を報告する。

<講演会の実施>

- ・インターネットや携帯電話の利用方法、サイバー犯罪の内容を実施する。

<日頃の指導>

- ・生徒の個々の状況、学級や学年の状況についての把握、情報の共有する時間を学年会議に位置付ける。
- ・生徒会活動、特別活動などを通して、自己肯定感や自己有用感をもったり、自己決定できる場面を設定する。

②校内研修等を通して、全教職員がいじめを防止するための指導力を身につける。

- ・人権教育に関すること
- ・不祥事防止に関すること：体罰禁止、教職員の不適切な発言
- ・特別支援教育に関すること：事例研究の方法、教育相談の手法

③わかる授業の展開

- ・全校生徒による朝学習の実施
- ・各教科による教材研究、授業を見合う機会の設定(公開授業)
- ・生徒指導の機能を活かした授業づくり(学習規律の確立)

(3) 保護者との連携

開かれた学校づくり委員会やミニ集会、PTAの各種会議等で、いじめの調査結果や指導方針等の情報を提供し、意見交換する時間を設定する。また、PTAとの職員とのJR列車指導、保護者会などをとおして、生徒の様子を中心に働きかけ、いじめのサインや生徒の変化などを話題にし、情報の共有をし、早期発見や予防に努めるようにする。

5 いじめの早期発見について

いじめの把握は「教師の発見」「本人の訴え」「外からの情報提供」に分けられます。しかし、いじめは通常教職員の気づきにくいところで行われ、直接目撃することは稀です。教師が鋭い感性を備え、授業や生活の中の生徒の様子から、小さな変化に気づく感性、軽微な出来事を見逃さない観察力が大切であることを認識し、教職員で情報を共有し、保護者とも連携していじめの早期発見に努めるようにする。

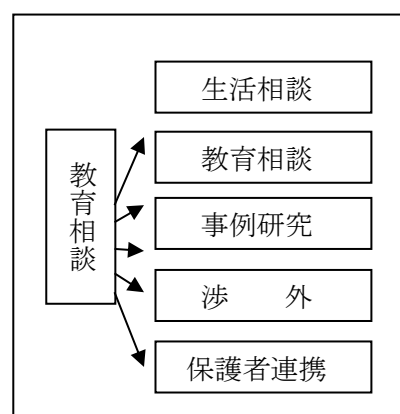
- (1) 教職員は、日常の教育活動を通して、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の生活実態について、質問紙による調査や4月や9月に面談週間を設け、きめ細やかな把握を行い、生徒の発するサインを見逃さないようにする。
- (3) 養護教諭やスクールカウンセラーと連携して、教育相談やいじめの把握ができるようにする。
- (4) いじめの訴え、いじめを教職員が認知した場合、問題を軽視せず、情報収集、事実確認を行う体制を構築し、それらを教職員や保護者に周知しておく。
- (5) いじめの問題解決や教育相談の実施にあたり、教育委員会と連携を密にする。また、必要に応じて児童相談所や警察等、地域の関係機関と連携協力が行えるように周知・広報に努める。

6 学校生活の相談・通報について

- (1) 毎朝の登校指導や休み時間など、意識的に教職員から挨拶や声かけ等を行い、気軽に相談できる雰囲気をつくる。
- (2) 教育相談の窓口やスクールカウンセラーの来校日を掲示し、知らせる。
- (3) これまでの教育相談の体制を見直し、いじめ等について、生徒が相談しやすい環境作りをすすめる。

- ・相談員による相談週間を設定する。
(※年間行事予定に明記)
- ・いじめの相談、通報することの意義を指導する。
- ・相談事案への対応者、方針の決定など役割を明確にする。

(4) 主な相談窓口



①学校内（生活相談・セクハラ相談窓口）

学校には相談窓口を設置しており、生活相談員やセクハラ相談員の先生方がいます。

＜学校生活相談員＞

教育相談：高田先生、生徒指導：大森先生、養護：玉木先生

学年主任：山崎先生、功刀先生、久間先生

藤土教頭

＜セクハラ相談員＞

1年：高田先生 2年：服部先生 3年：尾張先生

養護：玉木先生 事務：永野主査

岩土校長、狩野教頭、長谷川事務長

②学校外の相談窓口の紹介

♥千葉県子どもと親のサポートセンター0120-415-446

♥千葉県総合教育センター特別支援教育部

（相談専用） 043-207-6025

♥24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310

♥子ども人権110番（千葉地方法務局） 0120-067-110

♥ヤングテレホン 0120-783-497

（千葉県警察少年センター）

♥千葉いのちの電話 043-227-3900

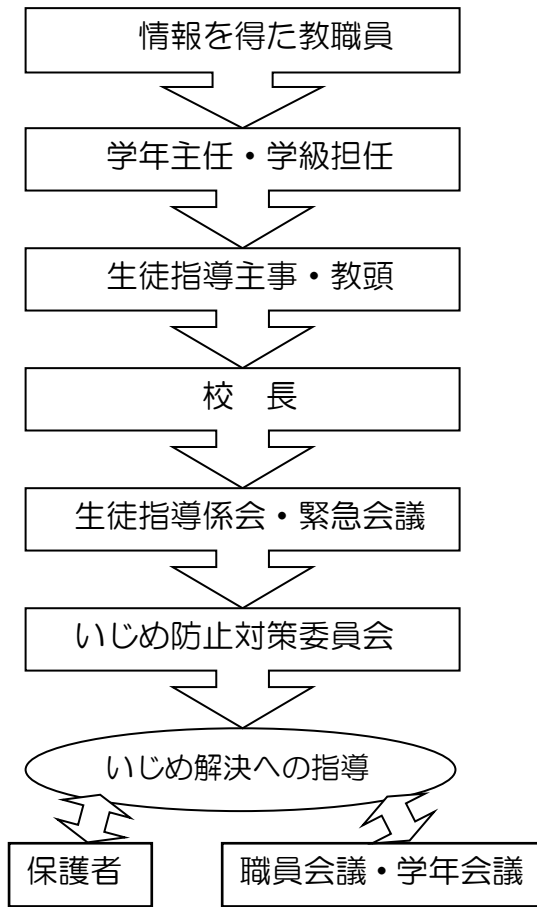
♥子どもの人権110番 0120-007-110

（千葉地方法務局人権擁護課）

7 いじめを認知した場合の対応について

日頃から、調査や生徒・保護者からの相談、行動観察から得た情報を関係職員で共有することに努めます。いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年や学校全体で対応することが大切です。そのためには、緊急会議の開催、事案によってはいじめ防止対策委員を招集し、事実の確認、今後の指導方針を立て、組織的に速やかに取り組んでいきます。

いじめを認知した場合の対応



- ① 報告書作成
日時、場所、被害者、加害者、
内容と状況等
- ② 学年主任が生徒指導主事に報告
- ③ 内容・状況の共通理解、校長への報告
- ④ 事実確認、調査項目検討
 - いじめの状況
日時・場所・人数・いじめの様態
集団の構造
 - いじめの動機や背景
 - 被害者・加害者の言動
 - 保護者の知っていること
 - 教職員の知っていること
 - 他の問題行動との関連
- ⑤ 調査→事実関係の把握→指導方針決定
指導体制確立
※継続指導・経過観察の報告を受け、指導方針や
内容を修正
※解決した場合、再発予防、予防のための方策

8 指導について

いじめ問題への取組は、いじめ防止対策委員会、教育相談や教職員一人一人がそれぞれの立場から定期的に点検し、その結果を共有しながら、課題を把握するように努め、改善していくようにします。

(1) 指導体制について

- ① 指導体制の確立には、いじめ防止対策推進法の遵守、実際の対応時は正確で丁寧な説明、隠蔽や虚偽は行わないことを教職員一人一人が理解して実践できるように年度始めに資料を活用し、説明時間を計画する。
- ② いじめ問題の重大さについて全教職員が認識し、校長を中心に協力体制を確立して実践する。
- ③ いじめの態様や原因、指導方針などについて、いじめ防止基本方針をもとに職員会議で取り上げ、教職員間で共通理解を図る。
- ④ いじめの問題を特定の教員が抱え込む、事実を隠すということなく、学校全体で対応する組織体制を確立して取り組む。

(2) 生活指導

- ①いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることであり、どの生徒も「被害者にも加害者にも成りうる」という事実、「いじめは人間として許されない」という強い認識をもち、学校全体として、校長を始め、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。
- ②生徒の観察を心がけ、生徒指導部会や学年会において生徒の変化について情報交換する時間を設定する。共通理解の必要な内容は指導指針を明確にし、全職員で把握・指導できるようにする。
- ③ホームルームや生徒会活動などにおいて、クラスや部活動などの友人関係や過度の競争意識による心身への影響やいじめにかかわる問題を取り上げ、適切な指導・助言を行う。
- ④いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置など、毅然とした対応を行う。また、保護者に正確な事実を説明し、事の重大さ、生徒の変容を図るための今後の抱え在り方を一緒に考え、助言をする。
- ⑤いじめられる生徒に対し、いじめから守るためにスクールカウンセラーによる心のケアや弾力的措置を行う。また、保護者に対しては認知したその日に家庭訪問などで、事実関係を伝え、学校の方針や今後の対応について協議する。保護者の気持ちを共感しながら、家庭と連携して解決していくようにする。
- ⑥いじめが解決したと見られた場合も、継続して十分な観察、職員間による情報の共有を行い、必要な指導を継続する。

(3) 家庭・地域社会との連携

- ①学校におけるいじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ②家庭や地域に対して、HPや保護者会などを通して、いじめの問題の重要性の認識を広め、家庭との連携を密にする。

(4) いじめへの問題の取組について、学校評価アンケートに項目を設け、保護者、生徒、職員により評価し、開かれた学校づくり委員会で意見を聴取し、いじめ防止対策委員会にて改善する。

(5) 発達障害を含む障害のある生徒、L B G T、東日本大震災・原発事故避難生徒への適切な対応を図る。

(6) いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が3カ月を目安に止んでいることと被害生徒が心身の苦痛を感じていないことである。

10 重大事態への対処について

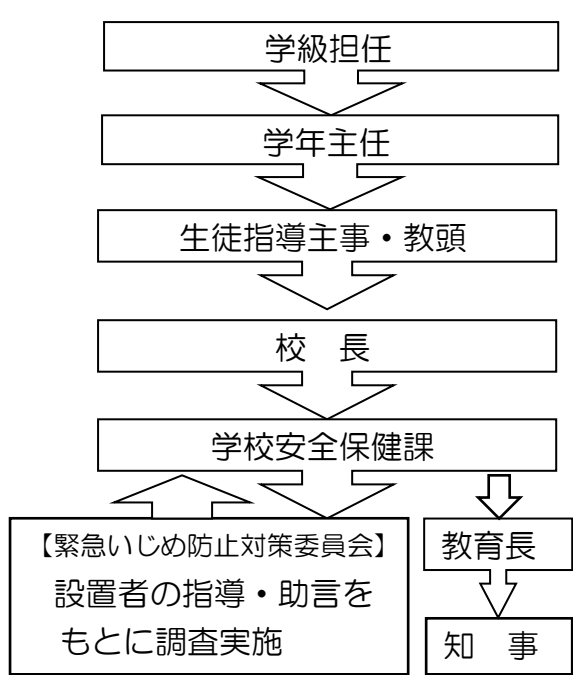
重大事態とは

【いじめ防止対策推進法 第五章 重大事態への対処 第二十八条】

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害

重大事態の発生（発見・相談受理）

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき ※30日が目安



◎ 調査について

- ①重大事態の調査組織を設置
いじめ防止対策委員会を中心に
組織編成
- ②調査組織で客観的な事実関係を調査
事実にはっきりと向き合う姿勢
- ③先行していた調査資料の再分析、必要
に応じて新たな調査実施

※質問紙調査の場合、アンケート結果を情報提供することがあるため、調査前にその旨を調査対象となる生徒や保護者に説明をする。

- (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を提供する。
- ①事実関係について、情報を適切に提供する。
 - ②個人情報に十分配慮する。
- ※アンケートによる調査結果は生徒、保護者に提供することを念頭におき、調査に先立ち説明する措置をとる。
- (3) 調査結果を学校安全保健課に報告する。
- (4) 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じる。
- (5) 緊急時連絡先

◆県教育庁教育振興部学校安全保健課	043-223-4049
	FAX 043-225-8419
◆東金警察署（生活安全課）	0475-54-0110
◆消防署	0475-55-0119
◆東上総児童相談所	0475-27-1733
◆県教育庁緊急対策本部	0475-23-8125